

ドライバー研修料補助の利便性がアップしました！！

✓変更のポイント

1 補助対象施設の新設

- ・ 中部トラック総合研修センター
 - ・ クレフィール湖東交通安全研修所
- +
- 指定自動車教習所
(研修プログラムあり) ※1

2 補助対象研修の拡大

- 指定研修 ⇒
- ・ トラックを用いたドライバー対象であること
 - ・ 研修時間が概ね2時間以上であること

※1 研修施設と同等の研修プログラムを有する指定自動車教習所であること。

補助対象研修の有無については、事前に事故防止部にお問い合わせください。

事故防止部 安全推進課 ☎(052) 715-5003

※2 2022年10月12日以降の補助対象研修に適用されます。

研修料補助要領

1 補助人数枠

1 組合員当りの補助人数は、対人共済契約車両数5両につき1名（端数切り上げ）とします。ただし、中部トラック総合研修センターの省エネ走行研修については、対物共済契約車両数5両につき1名（端数切り上げ）を加算することができるものとします。

2 補助対象

毎年4月1日から翌年2月末日までの間に受講した研修

3 補助金額（上限額）

研修料から各県トラック協会等の助成額を差引いた金額を対象とし、下記金額を上限とします。

(1) 半日研修及び1日研修 1名につき 5,000円

(2) 通い2日、3日、4日

又は1泊2日、2泊3日、3泊4日研修 1名につき 10,000円

※各県トラック協会へ1名につき支払った金額が5,000円を下回る際は、その実費を補助とする。

※各県トラック協会の会員外の場合、(1)及び(2)を参照とする。

※各年度における補助金の総額は事故防止対策委員会で決定する。

4 補助対象施設

(1) 中部トラック総合研修センター

(2) クレフィール湖東交通安全研修所

(3) 本組合の地区で各県公安委員会に公認された指定自動車教習所

5 補助対象研修

(1) トラックを用いたドライバー対象であること

(2) 研修時間が概ね2時間以上であること

6 研修料補助金の申請方法

研修料補助金申請書（別添）に次の書類を添えて事故防止部へ直接送付してください。なお、補助金申請は研修終了後速やかに行ってください。

(1) 各県トラック協会の助成額を差引いて金額を支払った場合

- ア 対象施設の領収書（写）または振込票（写）
- イ 修了証（写）

(2) 研修料全額を支払った場合

- ア 対象施設の領収書（写）または振込票（写）
- イ 修了証（写）
- ウ 各県トラック協会の会員の場合、トラック協会への助成申込書（写）

7 補助金申請の締め切り

各年度の補助は、翌年2月28日までに事故防止部へ申請書類が到着したものを対象とし、受付けた順に処理する。ただし、上限額に達した時点で締め切りとする。

附 則

1 この実施要領の改廃は、事故防止対策委員会で決定する。

2 2022年10月12日変更

この変更（2～7）は、2022年10月12日から実施する。